

## 第22期第24回松浦海区漁業調整委員会 議事概要

1 日 時 令和5年5月23日(火) 15時～

2 場 所 佐賀玄海漁業協同組合 会議室

3 出席者 松浦海区漁業調整委員

会 長 川 寄 和 正

会長職務代理者 池 田 宏 子

委 員 荒 卷 信 弘

” 坂 本 安 則

” 川 口 安 教

” 梅 崎 博 昭

” 宮 崎 雅 司

” 坂 口 正 人

” 後 藤 政 則

4 臨 席 者 佐賀県農林水産部水産課

漁業調整担当係長 寺 田 雅 彦

海区漁業調整委員会事務局

事 務 局 長 江 口 泰 蔵

主 任 主 査 川 崎 明 弘

5 議題及び議決事項

(1) 特定水産資源に係る令和5管理年度における知事管理漁獲可能量の設定(案)について(諮問)

⇒原案どおり承認された。

(2) 令和5年度共同漁業権、定置網漁業権及び区画漁業権の免許をすべき者の判断基準(案)について(協議)

⇒指摘を受けた分かりにくい部分を修正することで承認された。

(3) 試験養殖について(協議)

①屋形石漁業協同組合におけるアカウニの試験養殖

②肥前統括支所における地元産カキの天然採苗試験養殖

⇒原案どおり承認された。

(4) 試験養殖処理要綱の運用について（協議）

⇒原案どおり承認された。

(5) その他

⇒事務局から次回委員会の日程について説明が行われた。

6 各議題の説明者及び質疑応答の概要

(1) 説明者

議題	1・2・4	寺田係長
議題	3	川崎主任主査
議題	5	江口事務局長

(2) 質疑応答

【議題（1）について】

⇒ 質疑なし

【議題（2）について】

〔池田委員〕

免許すべき者を判断する審査会は、調整委員会ほどの段階でかわるのですか。

〔寺田係長〕

免許すべき者を決定した後に、委員会に諮る必要があります。その者を免許して良いかの判断をいただくこととなります。

〔池田委員〕

調整委員会に諮られるときに、どのような基準で選ばれたとかという説明はあるのでしょうか。

〔寺田係長〕

競合する者が出てくるようであれば、審査会に諮った後に、こういう理由で決まりましたというお話をさせていただくよう考えています。

〔後藤委員〕

漁業権の事業計画の提出を求められていますが、漁業者であろうがなかろうが、今後免許を取得したい者は必ず提出するということでしょうか。

〔寺田係長〕

免許申請には、事業計画書は法律上必要です。計画書の内容は、精査することは考え

ていませんが、使う予定になっていなければ話を聞かなければと思っています。現在漁協様においては作業中です。

**【議題（3）について】**

⇒ 質疑なし

**【議題（4）について】**

〔池田委員〕

運用について、試験養殖の途中でその期間が終わらないうちに申請を出すことは、今までもしていたことですか。その場合の報告書は中間報告ということになりますか。

〔寺田係長〕

これまでもこのように行っていたものを運用上に明記しました。基本的には変わっておりません。